

第3部 佐世保市地域相談支援事業事務処理要領

I 相談支援の充実

相談支援の再編は、平成24年4月1日からの障害者自立支援法の改正により、相談支援の充実・強化が図られ、相談支援事業が「一般相談支援事業」「特定相談支援事業」「障害児相談支援事業」に再編された。

サービス等利用計画の作成を担う「特定相談支援事業」、障がい児の通所支援利用計画作成等を担う「障害児相談支援事業」を行う場合、市の指定を受けることが必要である。また、「地域相談支援給付事業」においても市の指定を受けた「指定一般相談支援事業所」が実施することとなるため、適正な制度運営に資することを目的とし、この地域相談支援事業に係る要領を定める。

II 地域相談支援事業の概要

1 サービスの内容

(1) 地域移行支援(障害者総合支援法第5条第20項)

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院(精神科以外の病院で精神科病室が設けられているものも含む。)に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与する。

(2) 地域定着支援(障害者総合支援法第5条第21項)

居宅において单身等の状況において生活する障がい者等に対して、当該障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与する。

2 事業の実施者

都道府県、指定都市、中核市の指定を受けた「指定一般相談支援事業所」が実施する。

3 矯正施設等入所者の地域移行支援給付費の給付決定等及び給付の実施主体

矯正施設所在地の介護給付費の支給決定や地域移行支援給付費の支給(給付)決定事務及び費用負担が過大とならないよう、矯正施設及び更生保護施設等を障害者支援施設など障害者総合支援法第19条に規定する特定施設(居住地特例対象施設)に準じた取扱いとすることにする。

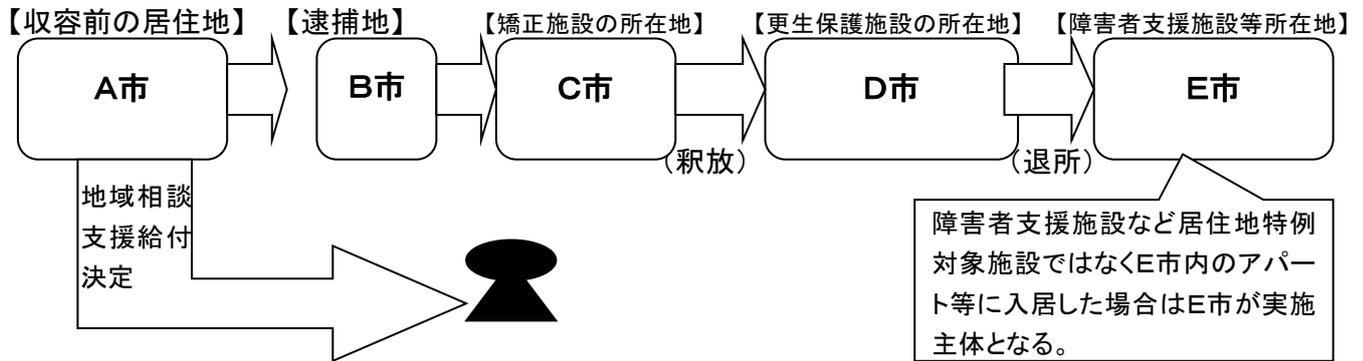
したがって、矯正施設等に入所している者の地域移行支援給付費の給付決定等及び給付の実施主体は、以下の市が行うものとする。なお、矯正施設等を退所し、居住地が定まった後の介護給付費等の支給決定及び給付の実施主体については、入所施設等を退所した障害者と同様の取扱いとする。

- ① 矯正施設収容前に居住地を有していた障害者は、当該居住地の市町村とする
- ② 矯正施設収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者は、収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村とする。

【参考】 矯正施設等入所者に対する地域相談支援給付決定等の実施主体

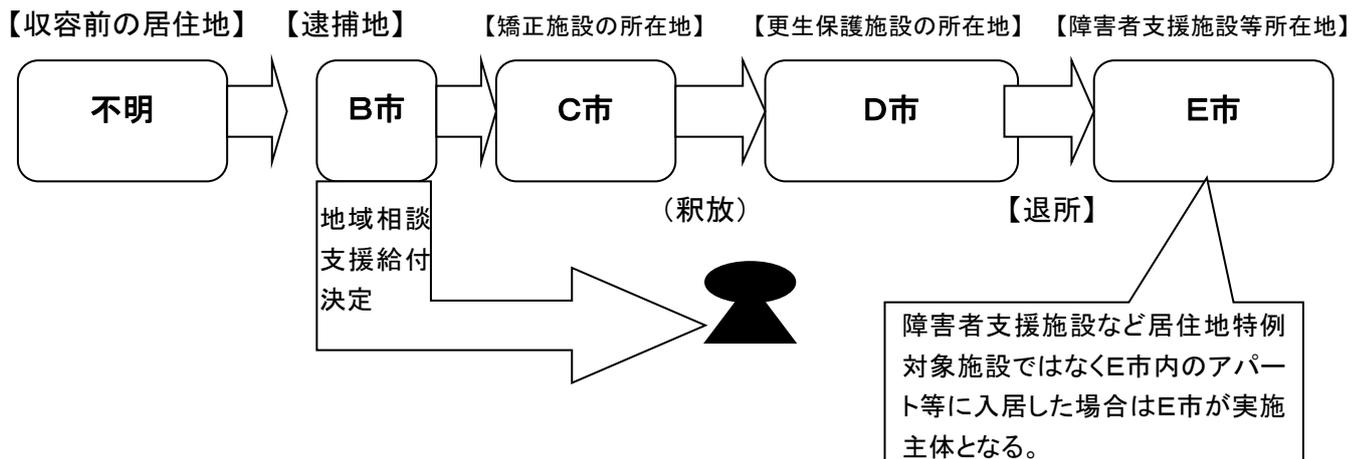
前提：B市で逮捕後、C市、D市を経てE市の障害者支援施設に入所した場合

① 矯正施設収容前の居住地が明らかである場合



【支給決定等及び給付の実施主体】入所前の居住地である A市

② 矯正施設収容前の居住地が明らかでない場合



【支給決定等及び給付の実施主体】入所前の居住地である B市

4 地域相談支援の対象者

(1) 地域移行支援

以下の者のうち、6ヶ月以内に地域生活への移行が見込まれ、移行にあたり住居の確保等の支援が必要と認められる者を対象とする。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者
※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象とする。

- ② 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む。)に入院している精神障がい者
※長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象とする。

※ 1年未満の入院者は、特に支援が必要な者(措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など)を対象とする。

- ③ 救護施設又は厚生施設に入所している障がい者(平成26年4月1日より)

- ④ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障がい者

※保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われているところでもあり、これらの機関が行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点から、地域移行支援については、特別調整の対象となった障がい者(「高齢又は障害による特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について(通達)」(平成21年4月17日法務省保護観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知)に基づき、特別調整対象者に選定された障害者のうち、矯正施設から退所するまでの間に指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者が実施する障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などの矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれる障がい者を中心に支援する。

- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者

(2) 地域定着支援

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者を対象とする。

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者
② 居宅において家族等が同居している障がい者のうち、同居している家族等が障がいや、疾病のため、同居している家族等による緊急時の支援が見込まれない状況にある障がい者

【具体例】

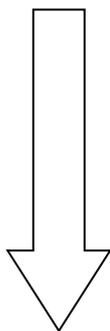
※施設・病院からの退所・退院

※家族との同居から一人暮らしに移行した者で、地域生活が不安定な者等(移行後3ヶ月以内を目処)

※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等を当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外

Ⅲ 地域移行に向けた支援のイメージ①

- ・意向の聴取等
- ・対象者の選定



地域移行支援			地域定着支援
(初期) ○計画作成 ○訪問相談 ○情報提供	(中期) ○訪問相談 ○同行支援 ○日中活動の体験利用 ○外泊宿泊体験	(終期) ○住居の確保等 ○同行支援 ○関係機関調整	○居宅で単身等で生活する者との常時の連絡体制 ○緊急訪問 ○緊急対応

指定一般相談支援事業所へつなげる。

【精神科病院・入所施設】 相談支援事業者と連携による地域移行に向けた支援の実施	通所、デイケア 訪問看護
--	-----------------

【障害福祉サービス事業所】 日中活動の体験利用
【外泊・宿泊体験】 自宅・アパート・グループホーム等

日中活動・居宅のサービス
住まいの場の支援

【初期段階】

- 地域移行支援計画の作成(利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成)
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供(信頼関係構築、退院に向けた具体的なイメージづくり)

【中期段階】

- 対象者への訪問相談(不安や動機付けの維持のための相談)
- 同行支援(地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等)
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携(精神科病院、入所施設等との個別支援会議開催や調整等)

【終期段階】

- 住居の確保支援(退院、退所後の住居の入居手続きの支援)
- 同行支援(退院、退所後に必要な物品の購入、行政手続き等)
- 関係機関との連携・調整(退院、退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整)

IV 矯正施設を退所する障害者に対する支援イメージ②

① 福祉サービス等のニーズ把握

特別調整対象障害者について、保護観察所からの依頼に基づき、地域生活定着支援センターが中心となって、福祉サービス等にニーズ把握を行う。

② 関係機関の間で支援方法等を共有

地域生活定着センターは本人との面接等により、助言その他の退所に向けた支援を行いながら、本人の犯罪歴、非行歴、心身の状況、過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、家族の状況等についてアセスメントを行う。当該アセスメントの結果、退所までの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など「矯正施設外で行う支援」の提供が可能であると見込まれるなど指定地域移行支援事業者による効果的な支援が期待されると地域生活定着センターが認めた障がい者の支援に関して、指定特定相談支援事業者や指定地域移行支援事業者も含めた関係機関等からなる会議を開催することにより、支援方法等の共有を進める。

③ 地域移行支援の提供開始

指定地域移行支援事業者は、支援方法等が共有され、また、当該障害者の地域移行支援の利用の意思が明確になった段階で、地域相談支援給付決定の申請手続の支援を行い、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成、市の給付決定を経て、地域移行支援のサービス提供を開始する。

指定地域移行支援事業者は矯正施設、保護観察所、地域生活定着センターなど関係機関の担当者等を招集して行う計画作成会議を開催し、地域移行支援の支援の方針や課題、目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画を作成する。

④ 入所中から退所まで一貫性のある支援の提供

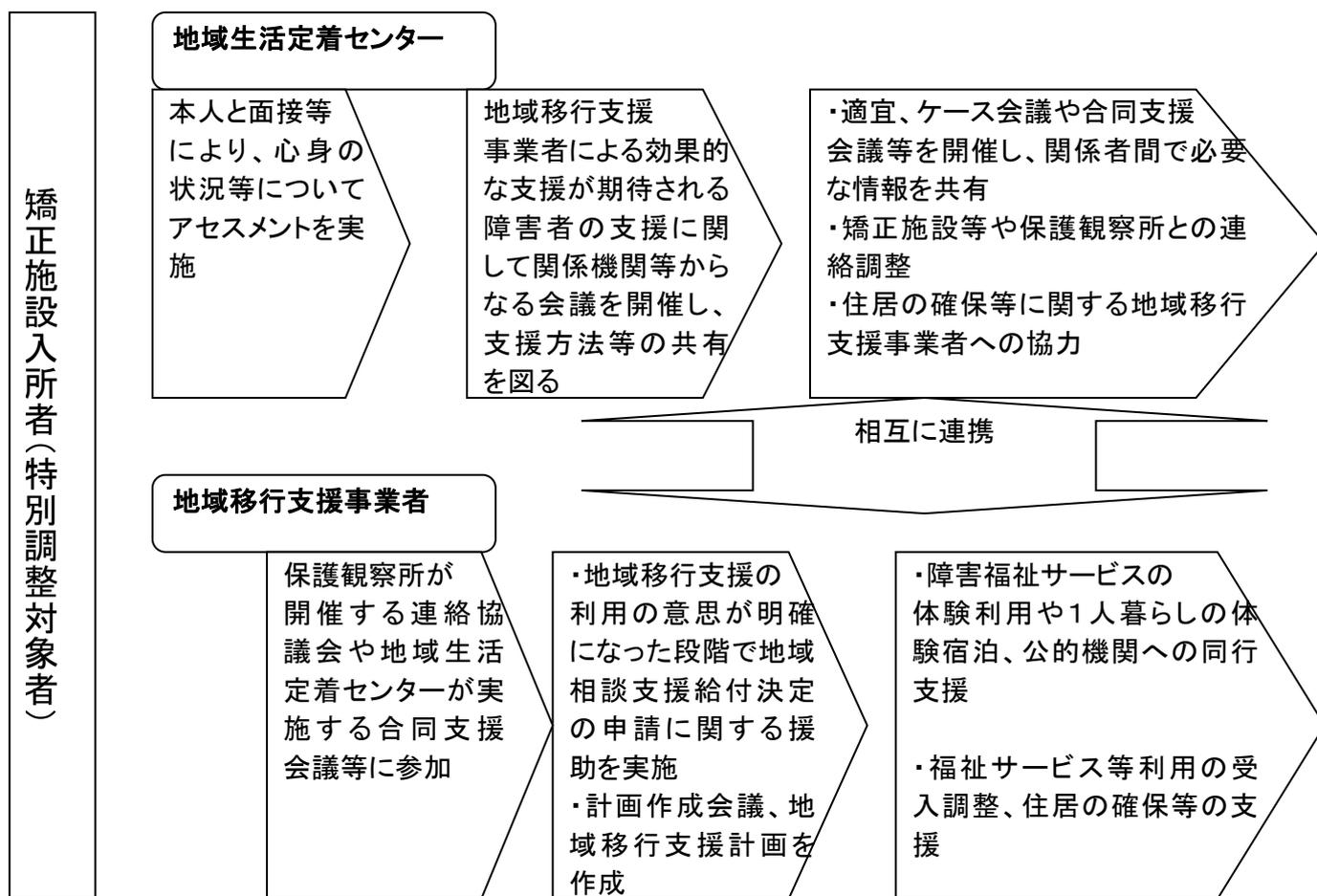
指定地域移行支援事業者は、保護観察所が開催する連絡協議会や地域生活定着センターが実施するケース会議、合同支援会議等に参加するなど関係機関と連携しながら、それぞれの役割分担を明確にしつつ、関係者間で必要な情報を共有し、矯正施設入所中から退所まで③の地域移行支援計画に沿った一貫性のある支援を行う。

V 更生保護施設に入所した障害者に対する支援イメージ③

矯正施設を退所後に更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに入所等した障害者(特別調整対象障害者に限らない。)についても、平成26年4月1日、地域移行支援の給付対象としているところである。

これらの施設に入所等した障害者に対して地域移行支援を行う場合は、上記の関係機関に加えて、当該更生保護施設等とも連携するものとする。

(参考)地域生活定着センターと地域移行支援事業者の連携のイメージ④



VI 地域相談支援給付の支給の流れ

①相談

利用者、医療機関(精神科)、障害者支援施設 → 相談支援事業所



②地域相談支援利用契約締結

利用者 ⇄ 指定一般相談支援事業所
重要事項の説明(事業所⇒利用者)、契約内容報告書の提出(事業所⇒佐世保市障がい福祉課)



③地域相談支援給付決定会議

佐世保市障がい福祉課職員、相談員(必要に応じて関係機関の参加を要請)
※支援の開始月決定



④地域相談支援給付申請書提出

利用者(指定一般相談支援事業者) → 佐世保市障がい福祉課
【添付書類】○申請書(様式第1号)○支給決定調書○地域移行支援計画(案)

障害支援区分認定調査項目の調査【必要に応じて】 佐世保市障がい福祉課 → 利用者



⑤地域相談支援給付決定

佐世保市障がい福祉課 → 利用者
※給付決定通知・受給者証送付(有効期間記載)



⑥地域相談支援のサービス提供

指定一般相談支援事業所 ⇒ 利用者



⑦毎月のモニタリング実施(地域移行支援計画モニタリング報告書・経過表を作成)

指定一般相談支援事業所 ※少なくとも1ヶ月に2回は実施

※地域移行支援計画モニタリング報告書(移行様式3号)

※経過表(移行様式第4号)



支援の中断

サービス取消申請書を佐世保市障がい福祉課へ提出 ※必要に応じて検討会議の実施

⑧更新決定検討会議(障がい福祉課・指定一般相談支援事業所・関係機関)

決定支給期間内に地域移行ができなかった場合は、引き続き支援が必要か否かの決定会議を開催

※ 地域移行支援から地域定着支援に移行する場合には、改めて申請が必要となる。

Ⅶ 支給申請から給付決定まで

1 支給申請

申請者は援護の実施者である市に対して、利用を希望する地域相談支援の種類ごとに支給申請を行う。

(1) 申請の種類

- ① 地域移行支援
- ② 地域定着支援

(2) 申請に必要な書類

【地域移行支援】

- ① (介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給費)支給申請書兼利用者負担減額・免除申請書(様式第1号)
- ② 同意書
- ③ 佐世保市地域相談支援事業(地域移行支援)支給決定調書(移行様式1号)
- ④ 地域移行支援計画書(移行様式2号)

※手帳を所持していない場合は、障害を有することが判断できる書類(医師の診断書等)

【地域定着支援】

- ① (介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給費)支給申請書兼利用者負担減額・免除申請書(様式第1号)
- ② 同意書

2 給付決定会議及び障害支援区分認定調査

申請書の受理後、市において、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うために調書をもとに決定会議を行う。

※佐世保市障がい福祉課職員2名(保健師1名、事務担当1名)と相談支援事業所担当で構成し実施する。(必要に応じて関係機関を要請)〈更新決定会議も同じ〉

地域相談支援給付費決定は、障害支援区分認定は不要とする。ただし、地域移行後のサービス利用を円滑に進めるために区分認定が必要と判断した場合は、調査を実施する。

3 給付決定

支給決定会議で決定したときは、申請者が対象要件に該当するかどうか判断のうえ支給の可否を決定し、給付決定をしたときは「決定通知書」により、却下と決定した場合は「却下決定通知書」を申請者に通知する。

①地域相談支援給付量

有効期間中における各月における日数 → 各月日数と表記

②有効期間を記載

【地域移行支援】

給付決定日の属する月を除き6ヶ月以内。ただし、給付決定日が月の初日である場合は、給付決定の属する月を含め6ヶ月以内

更新については、必要性が認められると判断した場合に（今後6ヶ月以内に移行が見込まれる場合）6ヶ月以内で更新可とする。

更なる更新については、必要に応じて市審査会の個別審査を経て判断するため、終了月の2カ月前から市審査会への準備を行う。

【地域定着支援】

給付決定日の属する月を除き1年以内。ただし給付決定日が月の初日である場合は、給付決定の属する月を含め1年以内。

引き続き地域生活を継続していくための支援体制が必要と見込まれる場合には、必要性を判断できる書類の提出等（モニタリング表、経過記録表等）により、1年間の範囲内で更新を可能とする。

※有効期限は、原則として当該利用者に支給決定した障害福祉サービスの有効期間の終期に合わせる。（1年以上のサービスを除く。）

③受給者証の交付

給付決定をしたときは、利用者あてに受給者証を交付する。

受給者証には、地域相談支援の種類や給付量、給付決定の有効期限などを記載する。

4 利用契約の締結について

地域相談支援を提供するにあたっては、利用者と指定一般相談支援事業者が、利用契約を締結し、利用契約を締結したことを市に報告しなければならない。

利用契約締結後、速やかに「契約内容報告書」（様式第26号）を佐世保市障がい福祉課に提出する。

なお、契約内容変更のために新たに契約を締結した場合や、指定一般相談支援事業者を変更する等の理由で契約を終了する場合にも、「契約内容報告書」の提出を必要とする。

- ・新規に契約を締結した場合 ⇒ 契約期間始期を記載
- ・契約内容を変更し、新たに契約を締結した場合 ⇒ 変更後の契約期間始期と変更理由
- ・契約を終了した場合 ⇒ 契約期間終期を記載

Ⅷ 地域移行支援の実施について

地域移行支援の具体的取扱方針については、省令「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(以下、「運営基準。」)に規定されている。

以下1～4に主な項目を掲載していますので、実施にあたっては、あらかじめ運営基準を参照して下さい。

1 地域移行支援計画の作成等

地域移行支援を行う事業者は、利用者の移行、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援に係る計画(地域移行支援計画)を作成する必要がある。

(1) アセスメントの実施

○計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い利用者が独立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

※アセスメントの実施にあたっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(2) 地域移行支援計画の原案作成

○アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成しなければならない。

○計画の原案の内容について、計画作成に係る会議(障害者支援施設等または精神科病院における担当者等を招集して行う会議。)を開催し、意見を求めるものとする。

○計画の原案の内容については利用者又はその家族について説明し、文書により利用者の同意をなければならない。

(3) 利用者への計画の交付と作成後の見直し

○計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。

○計画の作成後においても、適宜、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

2 相談及び援助

(1) 面接

地域移行支援の提供にあたっては、利用者に面接し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(2) 同行支援

利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する障害者支援施策等または精神科病院からの外出に際し、当該利用者に対して、同行による必要な支援を行うものとする。

(3)実施頻度

面接又は同行による支援は、概ね1週間に1回行うものとし、少なくとも、1ヶ月に2回、行わなければならない。

3 障害者福祉サービスの体験的な利用

地域移行支援を行う事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害福祉サービス事業者等への委託により、地域における生活に移行するための障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)の体験的な利用を行うものとする。

4 一人暮らしに向けた体験的な宿泊

- (1) 地域移行支援を行う事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、当該利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、地域における生活に移行するための単身での生活に向けた体験的な宿泊を行う。
- (2) 体験的な宿泊について、障害福祉サービス事業者等に委託することができる。
- (3) 体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するほか、体験的な宿泊を行うために必要な設備を設けられた場所において行わなければならない。
- (4) 体験的な宿泊は、衛生的に管理された場所において行わなければならない。

IX 地域定着支援の実施について

地域定着支援の実施にあたっては、地域移行支援と同様、あらかじめ、運営基準を参照すること。
以下に主な項目を記載

1 地域定着支援台帳の作成等

地域定着支援を行う事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援に係る台帳(地域定着支援台帳)を作成しなければならない。

台帳の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者が地域において日常生活を営む上での課題等の把握(アセスメント)を行い、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切に行えるように備えなければならない。

(1) アセスメントにあたっては、利用者に面接して行わなければならない。

この場合において、職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(2) 台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて、地域定着支援台帳の変更を行うものとする。

2 常時の連絡体制の確保等

(1) 常時の連絡体制の確保

地域定着支援を行う事業者は、利用者に対し心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該障害者との常時の連絡体制を確保するものとする。

※常時の連絡体制については、携帯電話による体制によることも可

また、緊急の事態に対して速やかに駆け付けられる体制の確保することが前提

(2) 利用者宅への訪問

事業者は、利用者の居宅への訪問を行い、利用者の状況を把握するものとする。

3 緊急の事態への対処等

地域定着支援を行う事業者は、緊急事態への対処等のため次の事項を行う必要がある。

(1) 利用者の特性に起因して生じた緊急の事態が生じた場合その他必要な場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

(2) 上記(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等その他の必要な措置を講じなければならない。

(3) 滞在による支援については指定障害福祉サービス事業者等に委託することができる。

(4) 滞在による支援を行うために必要な広さの区画を有するとともに必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(5) 滞在による支援を行う場所を衛生的に管理しなければならない。

X 地域相談支援給付費の支給単位

1 地域移行支援

地域移行支援は、毎月定額の報酬を算定し、その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績に応じて報酬を算定する。

【留意事項】

○障害福祉サービスの体験利用加算

障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画を位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定できる。また、利用者に対して、委託先の障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できる。

障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できる。なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できる。

○体験宿泊加算(Ⅰ)(Ⅱ)

単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置づけて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できる。

なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行

う場合を除く。また、体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。

共同生活援助費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること(※共同生活援助の体験利用に係る支給決定を受けている場合、体験宿泊加算は算定できない。)

体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できる。なお、体験宿泊加算(Ⅰ)については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所(以下「体験宿泊場所」という。)において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。

施設入所の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できる。

体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回移乗、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できる。なお、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。

体験宿泊加算については、15日を限度として算定できる。なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できる。

【例1】4月1日に精神科病院を退院した場合
⇒3月に地域移行支援サービス費及び退院・退所月加算を算定

【例2】5月5・6日に1泊2日で体験宿泊(夜間支援を行う者なし)を行った場合
⇒体験宿泊加算(Ⅰ)を5月5日、6日に算定

2 地域定着支援

地域定着支援については、常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績支払により評価する。

【留意事項】

○緊急時支援費

利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できる。

緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録するものとする。一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できる。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できる。

一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できる。

<p>【例】 緊急時の居宅訪問を月 5 日行った場合 ⇒緊急時支援費を 5 日分算定</p>
--

第4部 請求事務

1 請求者

支給決定障害者と契約を締結し、その契約に基づき支給決定に係るサービスを提供した指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者又は指定特定一般相談支援事業者（以下「事業者」という。）

2 請求方法

事業者は、原則としてサービス提供月ごとにサービス提供月の翌月 10 日までに、国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムにて電子請求を行わなければならない。

3 地域移行支援提供実績記録票及び地域定着支援提供実績記録票の記載方法

(1) 地域移行支援提供実績記録票

① 提供日付・曜日

当該サービス提供月において、地域移行支援を提供した日及びその曜日を記載する。

② 支援実績

実際にサービスを提供した内容に基づいて次のとおり記載。

ア) 算定日数

本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した場合「1」を記載する。

※当該支援の具体的な内容を「備考」欄に記載する。

イ) サービス提供の状況

・体験利用の場合 ⇒ 「体験利用」

・体験宿泊Ⅰ、Ⅱの場合 ⇒ 「体験宿泊Ⅰ又は体験宿泊Ⅱ」

③ 備考

本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した場合、支援の具体的な内容を記載する。

④ 退院・退所月加算

※当該支給決定障害者が施設等から退院・退所した日を記載する。

(2) 地域定着支援提供実績記録票

① 提供日付・曜日

当該サービス提供月において、地域移行支援を提供した日及びその曜日を記載する。

② 支援実績

実際にサービスを提供した内容に基づいて次のとおり記載。

ア) サービス提供の状況

・緊急対応の場合 ⇒ 「緊急時支援」

※体制確保のみの場合、実績記録票への記載は要しない。

4 請求にあたっての留意事項

(1) 計画相談支援及び障害児相談支援

- ①障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用する場合には、計画相談支援及び障害児相談支援の対象となるが、報酬については障害児相談支援給付費のみ支給する。
- ②支給決定の有効期間の終期月にモニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の作成を併せて実施する。この場合、報酬は計画作成(サービス利用支援又は障害児支援利用援助)に係る報酬のみ算定する。
- ③原則としてモニタリングは受給者証の記載に基づき予定月に実施しなければならないが、計画相談支援対象者又は障害児相談支援対象者が不在である等によりやむを得ず予定月の翌月にモニタリングを実施した場合は、佐世保市が認める場合に限り、報酬を請求できません。ただし、該当するケースが生じた場合は、必ずモニタリングを実施する前に変更届を障がい福祉課へご提出ください。

(2) 地域相談支援

- ①地域移行支援サービス費の退院・退所月加算は、退院又は退所日が月の初日等の場合は、退院又は退所日が属する月の前月に算定する。
- ②共同生活援助の体験利用に係る支給決定を受けている場合には、地域移行支援の体験宿泊加算は算定できない。